

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 1 月31日
【会社名】	南海電気鉄道株式会社
【英訳名】	Nankai Electric Railway Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 亘 信二
【本店の所在の場所】	大阪市中央区難波五丁目 1 番60号
【電話番号】	06-6644-7121
【事務連絡者氏名】	総務部長 澤野 博之
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座五丁目15番 1 号 南海東京ビルディング 8 階 東京支社
【電話番号】	03-3541-5477
【事務連絡者氏名】	東京支社 部長 早川 清
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)

1【提出理由】

当社は、平成24年1月31日開催の取締役会において、平成24年4月1日を効力発生日として、当社の駅周辺商業賃貸事業を当社の完全子会社である南海商事株式会社に、また、コンビニエンスストア「アンスリー」運営事業を当社の完全子会社（孫会社）である南海フードシステム株式会社に、それぞれ会社分割（簡易吸収分割）により承継させること（以下「本分割」という。）を決議し、同日、それぞれ承継会社との間で吸収分割契約書を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該吸収分割の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	南海商事株式会社
本店の所在地	大阪市中央区難波五丁目1番60号
代表者の氏名	取締役社長 遠北 光彦
資本金の額 （平成23年3月31日現在）	70百万円
純資産の額 （平成23年3月31日現在）	2,231百万円
総資産の額 （平成23年3月31日現在）	3,311百万円
事業の内容	駅売店及び飲食店等の経営

商号	南海フードシステム株式会社
本店の所在地	大阪市中央区難波五丁目1番60号
代表者の氏名	取締役社長 岡 浩史
資本金の額 （平成23年3月31日現在）	10百万円
純資産の額 （平成23年3月31日現在）	148百万円
総資産の額 （平成23年3月31日現在）	559百万円
事業の内容	飲食店及び物販店の運営受託

（注）金額は単位未満を切捨てて表示しております。

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益
南海商事株式会社

	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
売上高（百万円）	7,994	8,006	8,369
営業利益（百万円）	267	339	418
経常利益（百万円）	303	366	440
当期純利益（百万円）	188	255	245

南海フードシステム株式会社

	平成21年 3 月期	平成22年 3 月期	平成23年 3 月期
売上高（百万円）	790	768	798
営業利益（百万円）	6	13	43
経常利益（百万円）	5	12	44
当期純利益（百万円）	4	8	27

（注）金額は単位未満を切捨てて表示しております。

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

南海商事株式会社

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
南海電気鉄道株式会社（提出会社）	100%

南海フードシステム株式会社

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
南海商事株式会社	100%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

承継会社	南海商事株式会社
資本関係	当社の完全子会社であります。
人的関係	当社より取締役及び監査役を派遣しております。
取引関係	当社より店舗敷地及び建物の賃貸を行っております。

承継会社	南海フードシステム株式会社
資本関係	当社の完全子会社（孫会社）であります。
人的関係	当社より取締役及び監査役を派遣しております。
取引関係	当社より飲食店及び物販店の運営委託を行っております。

（2）当該吸収分割の目的

当社グループが展開する駅ビジネス再編の一環として、現在当社が沿線各駅で行っている「ショップ南海」を柱とする駅周辺商業賃貸事業とコンビニエンスストア「アンスリー」運営事業について、当社子会社である南海商事株式会社に集約することを目的として、前者を同社に、後者を同社の子会社（当社の孫会社）である南海フードシステム株式会社に、それぞれ吸収分割の手法により承継させるものであります。

南海商事株式会社は、難波をはじめ沿線各駅で駅ビジネスを展開してきたノウハウを持ち、機動性が高く、既に他社施設へ出店しているほか、大阪市交通局駅ナカ事業の運営管理予定者に決定しております。

また、同社の子会社の南海フードシステム株式会社は、従来より当社から飲食店及び物販店の運営事業を受託しており、同事業のノウハウを有しております。

そこで、両社に駅ビジネスに係る事業、人材等を集中することで、諸業務の効率化と収益力強化をはかるとともに、同領域における他社物件への進出拡大、PM受託へ向けた体制強化をはかっていくため、本分割を実施するものであります。

(3) 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

吸収分割の方法

当社を分割会社とし、南海商事株式会社及び南海フードシステム株式会社を承継会社とする吸収分割方式とします。なお、本分割は、当社においては会社法第784条第3項に規定する簡易吸収分割であり、南海商事株式会社及び南海フードシステム株式会社においては会社法第796条第1項に規定する略式吸収分割であるため、いずれも吸収分割契約承認株主総会は開催いたしません。

吸収分割に係る割当ての内容

当社は南海商事株式会社の発行済株式の全部を所有しており、また、南海商事株式会社は南海フードシステム株式会社の発行済株式の全部を所有しているため、本分割に際して、南海商事株式会社及び南海フードシステム株式会社による新株式の発行及び金銭等の交付はありません。

その他の吸収分割契約の内容

吸収分割契約の内容は、添付の「吸収分割契約書（写）」のとおりであります。

(4) 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5) 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	南海商事株式会社
本店の所在地	大阪市中央区難波五丁目1番60号
代表者の氏名	取締役社長 遠北 光彦
資本金の額	70百万円
純資産の額	2,256百万円
総資産の額	4,251百万円
事業の内容	駅売店及び飲食店等の経営

商号	南海フードシステム株式会社
本店の所在地	大阪市中央区難波五丁目1番60号
代表者の氏名	取締役社長 岡 浩史
資本金の額	10百万円
純資産の額	163百万円
総資産の額	758百万円
事業の内容	飲食店及び物販店の運営受託

(注) 1. 金額は単位未満を切捨てて表示しております。

2. 上記の純資産の額及び総資産の額は、いずれも、平成23年9月30日現在の当社の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とした分割資産、負債の帳簿価額から算出したものであり、分割する資産、負債の金額は効力発生日までの増減を加味するため、実際の純資産の額及び総資産の額とは異なる可能性があります。

以 上

< 駅周辺商業賃貸事業に係る吸収分割契約書 >

吸収分割契約書（写）

南海電気鉄道株式会社（以下「甲」という。）と南海商事株式会社（以下「乙」という。）は、甲がその事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲は、本契約に定めるところに従い、吸収分割により、甲が営む駅周辺商業賃貸事業（対象施設は別紙記載のとおりとし、以下「本事業」という。）に関して有する第3条に記載の権利義務を乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する（以下「本分割」という。）。

（商号及び住所）

第2条 甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に掲げるとおりである。

（1）甲：吸収分割会社

商号：南海電気鉄道株式会社

住所：大阪市中央区難波五丁目1番60号

（2）乙：吸収分割承継会社

商号：南海商事株式会社

住所：大阪市浪速区難波中一丁目10番4号

（本店：大阪市中央区難波五丁目1番60号）

（本分割により承継する権利義務に関する事項）

第3条 乙が本分割により甲から承継する権利義務は、効力発生日（第6条において定義される。）において本事業に属する次に掲げる権利義務とする。

（1）流動資産

本事業に属する預金、未収収益（但し、効力発生日において3か月以上滞納しているものに限る。）、前払費用、その他の流動資産

なお、乙が甲から承継する資産の額と負債の額が等しくなるよう、本事業に属する預金の額は調整されるものとする。

（2）固定資産

本事業に属する長期前払費用、その他の投資等（保証金）

（3）流動負債

本事業に属する未払金、未払費用、預り金、前受収益

（4）固定負債

本事業に属するその他の固定負債（預り保証金・敷金）

（5）出店契約、建物賃貸借契約、販売委託契約、清掃委託契約、警備委託契約その他、甲が本事業に関して締結した契約に係る契約上の甲の地位及びこれらに基づく権利義務（但し、本事業に従事する甲の従業員との雇用契約は除く。）

2 乙は、第6条に定める効力発生日において甲が本事業のみに関して取得している一切の許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なものについて、甲から承継する。

（本分割に際して交付する金銭等）

第4条 乙は、本分割に際して、株式その他金銭等の交付を行わない。

（乙の資本金及び準備金の額）

第5条 乙は、本分割に際して、資本金及び準備金の額の増加は行わない。

(本分割の効力発生日)

第6条 本分割が効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、平成24年4月1日とする。但し、分割手続の進行に応じ必要があるときは、甲及び乙が協議のうえ、これを変更することができる。

(会社財産の管理等)

第7条 甲は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、本事業を遂行するものとし、本事業につき通常の業務の範囲外の行為を行う場合には、あらかじめ乙と協議し、合意のうえ、これを実行する。
2 乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、その事業を遂行するものとし、通常の業務の範囲外の行為を行う場合には、あらかじめ甲と協議し、合意のうえ、これを実行する。

(株主総会)

第8条 本分割は、会社法第796条第3項に定める簡易分割及び同法第784条第1項に定める略式分割により、甲及び乙において本契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものとする。

(競業禁止義務)

第9条 甲は、効力発生日後においても、乙が承継する本事業に関し、法令によるか否かを問わず、一切競業禁止義務を負わないものとする。

(分割条件の変更及び本契約の解除)

第10条 本契約締結の日から効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲又は乙いずれかの資産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じたとき、又は本分割の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、甲及び乙は、速やかに協議し、合意のうえ、本分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(本契約に定めのない事項)

第11条 本契約に定める事項のほか、本分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲及び乙が誠意をもって協議のうえ、これを決定する。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は記名押印のうえ、おのその1通を保有する。

平成24年1月31日

甲 大阪市中央区難波五丁目1番60号
南海電気鉄道株式会社
取締役社長 亘 信 二

乙 大阪市中央区難波五丁目1番60号
南海商事株式会社
取締役社長 遠 北 光 彦

対象施設

分割対象施設については、以下の35施設とする

1. 「ショップ南海」施設 (28施設)
 - (1) 南海本線(18施設)
 - ・新今宮 ・天下茶屋 ・粉浜 ・住吉 ・住吉北 ・住吉鳥居前
 - ・住ノ江 ・七道 ・堺 ・石津川 ・北助松 ・泉大津
 - ・忠岡 ・岸和田 ・貝塚 ・二色浜 ・泉佐野 ・羽倉崎
 - (2) 高野線(10施設)
 - ・沢ノ町 ・あびこ ・浅香山 ・堺東 ・初芝 ・萩原天神
 - ・北野田 ・さやま ・金剛 ・河内長野
2. 「ショップ南海」以外の施設 (7施設)
 - ・メルシー粉浜 (粉浜駅 - 住吉大社駅間高架下)
 - ・春木駅前商業施設 (春木駅改札外)
 - ・貝塚駅東口建物 (貝塚駅改札外)
 - ・尾崎橋上 (尾崎駅改札外)
 - ・鳥取ノ荘駅前店舗 (鳥取ノ荘駅改札外)
 - ・堺東駅南ビル (堺東駅改札外)
 - ・フォレスト橋本 (林間田園都市駅改札外)

< コンビニエンスストア「アンスリー」運営事業に係る吸収分割契約書 >

吸収分割契約書（写）

南海電気鉄道株式会社（以下「甲」という。）と南海フードシステム株式会社（以下「乙」という。）は、甲がその事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲は、本契約に定めるところに従い、吸収分割により、甲が営む物品販売業のうち、コンビニエンスストア「アンスリー」各店舗（河内長野店を除き、F C加盟店を含む。）の運営事業（以下「本事業」という。）に関して有する第3条に記載の権利義務を乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する（以下「本分割」という。）。

（商号及び住所）

第2条 甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に掲げるとおりである。

（1）甲：吸収分割会社

商号：南海電気鉄道株式会社

住所：大阪市中央区難波五丁目1番60号

（2）乙：吸収分割承継会社

商号：南海フードシステム株式会社

住所：大阪市浪速区難波中一丁目10番4号

（本店：大阪市中央区難波五丁目1番60号）

（本分割により承継する権利義務に関する事項）

第3条 乙が本分割により甲から承継する権利義務は、効力発生日（第6条において定義される。）において本事業に属する次に掲げる権利義務とする。

（1）流動資産

本事業に属する預金、未収金、未収収益、商品、前払費用

なお、乙が甲から承継する資産の額と負債の額が等しくなるよう、本事業に属する預金の額は調整されるものとする。

（2）固定資産

本事業に属するその他の投資等（保証金）

（3）流動負債

本事業に属する未払費用、預り金

（4）コンビニエンス・ストアに係る商号の統一及び事業運営の共同化への取組みに関する基本合意書、収納代行業業契約、料金等収納業務委託契約、アンスリー・フランチャイズ契約、アンスリーPOSシステムに関する賃貸借契約その他、甲が本事業に関して締結した契約に係る契約上の甲の地位及びこれらに基づく権利義務（但し、本事業に従事する甲の従業員との雇用契約は除く。）

2 乙は、第6条に定める効力発生日において甲が本事業のみに関して取得している一切の許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なものについて、甲から承継する。

（本分割に際して交付する金銭等）

第4条 乙は、本分割に際して、株式その他金銭等の交付を行わない。

（乙の資本金及び準備金の額）

第5条 乙は、本分割に際して、資本金及び準備金の額の増加は行わない。

(本分割の効力発生日)

第6条 本分割が効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、平成24年4月1日とする。但し、分割手続の進行に応じ必要があるときは、甲及び乙が協議のうえ、これを変更することができる。

(会社財産の管理等)

第7条 甲は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、本事業を遂行するものとし、本事業につき通常の業務の範囲外の行為を行う場合には、あらかじめ乙と協議し、合意のうえ、これを実行する。
2 乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、その事業を遂行するものとし、通常の業務の範囲外の行為を行う場合には、あらかじめ甲と協議し、合意のうえ、これを実行する。

(株主総会)

第8条 本分割は、会社法第796条第3項に定める簡易分割及び同法第784条第1項に定める略式分割により、甲及び乙において本契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものとする。

(競業禁止義務)

第9条 甲は、効力発生日後においても、乙が承継する本事業に関し、法令によるか否かを問わず、一切競業禁止義務を負わないものとする。

(分割条件の変更及び本契約の解除)

第10条 本契約締結の日から効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲又は乙いずれかの資産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じたとき、又は本分割の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、甲及び乙は、速やかに協議し、合意のうえ、本分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(本契約に定めのない事項)

第11条 本契約に定める事項のほか、本分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲及び乙が誠意をもって協議のうえ、これを決定する。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は記名押印のうえ、おのその1通を保有する。

平成24年1月31日

甲 大阪市中央区難波五丁目1番60号
南海電気鉄道株式会社
取締役社長 亘 信 二

乙 大阪市中央区難波五丁目1番60号
南海フードシステム株式会社
代表取締役社長 岡 浩 史